

平成 2 2 年

国勢調査結果書

富士市

は じ め に

この報告書は、平成22年10月1日現在で実施された国勢調査の結果を活用するため、総務省統計局の調査票情報を用いて、富士市において独自集計したものです。

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査で、大正9年に第1回調査が行われ、今回が19回目となります。

富士市では、指導員165人、調査員1,075人をもって調査に当たりましたが、市民各位の御協力により円滑に遂行でき、ここに報告書を発行する運びとなりました。

本書を行政の参考として、また、富士市民の実態を知る資料として、少しでも御利用いただければ幸いです。

結びに、この調査にご協力いただきました市民各位をはじめ、関係者の方々に対し、心からお礼を申し上げます。

平成25年5月

富士市総務部総務課

目 次

I	利用の前に	1
II	平成22年国勢調査結果の概要	7
	1. 人 口	8
	2. 人 口 構 造	10
	3. 世 帯	12
	4. 住 居 の 状 態	14
	5. 就 業 状 況	16
	6. 従業地・通学地別人口	18
	7. 高齢者のいる世帯	19
	8. 外国人の人口	20
	9. 人口集中地区	21
III	統 計 表	22
	第1表 年齢<各歳>、男女別人口	23
	第2表 配偶関係<4区分>、年齢<5歳階級>、男女別15歳以上人口	25
	第3表 労働力状態<8区分>、男女別15歳以上人口	25
	第4表 産業<大分類>、従業上の地位<8区分>、男女別15歳以上就業者数	27
	第5表 産業<大分類>、年齢<5歳階級>、男女別15歳以上就業者数	29
	第6表 世帯人員<10区分>別一般世帯数及び一般世帯人員（単身者特掲）	31
	第7表 世帯の家族類型<22区分>別一般世帯数、一般世帯人員及び親族人員	31
	第8表 夫の年齢<7区分>、妻の年齢<7区分>別高齢夫婦世帯数	33
	第9表 住居の種類・住宅の所有の関係<6区分>、世帯人員<7区分>別住宅に住む 65歳以上親族のいる一般世帯数、一般世帯人員、65歳以上親族人員及び 1世帯当たり人員	34
	第10表 経済構成<12区分>別一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	35

第11表	住居の種類・住宅の所有の関係<6区分>別一般世帯数、一般世帯人員及び 1世帯当たり人員	36
第12表	住宅の建て方<8区分>、住居の種類・住宅の所有の関係<6区分>別 住宅に住む一般世帯数、一般世帯人員及び1世帯当たり人員	37
第13表	延べ面積<14区分>、住居の種類・住宅の所有の関係<6区分>別 住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員	38
第14表	常住地による従業・通学市区町村又は従業地・通学地による常住市区町村別 15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数	39
第15表	年齢<5歳階級>、男女別人口（人口集中地区）	40
第16表	産業<大分類>、従業上の地位<8区分>別15歳以上就業者数（人口集中地区）	41
第17表	男女別人口、人口増減（平成17年～22年）、世帯数（県内市町別）	42

IV 国勢統計区境界図 43

V 国勢統計区別統計表 44

第18表	年齢<5歳階級>、男女別人口	45
第19表	労働力状態<2区分>、男女別15歳以上人口	53
第20表	産業<大分類>、従業上の地位<3区分>、男女別15歳以上就業者数	55
第21表	産業<大分類>、男女別15歳以上就業者数	57
第22表	世帯人員<10区分>別一般世帯数、一般世帯人員、施設等の世帯数及び 施設等の世帯人員（単身者特掲）	61
第23表	経済構成<12区分>別一般世帯数及び一般世帯人員	63
第24表	住居の種類、住宅の所有の関係<6区分>別一般世帯数、一般世帯人員及び 1世帯当たり人員	69
第25表	常住地による従業地・通学地別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数	83

I 利 用 の 前 に

1. 調査の趣旨

国勢調査は、昭和22年の臨時国勢調査を除いて、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成22年国勢調査は第19回目の調査に当たっている。

調査の目的は、全国・都道府県・市区町村の人口や年齢別・配偶の関係・産業及び職業の構成を明らかにすることによって、議員定数をはじめ、地方交付税の算定基準など行財政にとって欠くことのできない基礎資料を得ることにある。

2. 調査の時期

平成22年10月1日 午前零時現在（以下「調査時」という。）

3. 調査の法的根拠

平成22年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

4. 調査の対象

平成22年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、該当住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は3ヶ月以上にわたって住むことになっている者をいう。

なお、次にあてはまる者は、下記文中の場所で調査した。

- (1) 通学のために寄宿舎・下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設で調査した。
- (2) 病院・診療所に引き続き3か月以上入院、又は入所している者は、その病院又は診療所で調査した。
- (3) 旅行や出稼ぎなどで一時不在の人で、不在期間が3か月にわたらない人は、自宅で調査した。
- (4) 3か月以上にわたって住んでいるところ、又は住もうと思っていないところは、調査時現在のいた場所で調査した。

5. 調査の方法

平成22年国勢調査は、総務省統計局 — 都道府県知事 — 市町村長 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員の事務系統により行った。

6. 用語の解説

(1) 人口

人口は常住人口である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。

(2) 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。

(3) 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未 婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有 配 偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死 別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離 別 — 妻又は夫と離別して独身の人

(4) 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

① 一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は1戸を構えて住んでいる単身者。ただしこれらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋に下宿、独身寮などに居住している単身者

② 施設等の世帯とは、次のものをいう。

- (1) 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり又は病院・療養所などに既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (2) 老人ホーム、児童保護施設などの社会施設の入所者の集まり

(5) 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。

(6) 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- ① 親 族 世 帯 — 2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯（核家族世帯とその他の親族世帯に分けられる。）
- ② 非 親 族 世 帯 — 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない者がいる世帯
- ③ 単 独 世 帯 — 世帯人員が1人の世帯

(7) 母子世帯（父子世帯）

未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる一般世帯をいう。

(8) 高齢夫婦世帯

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう。

(9) 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

- ① 住 宅 — 1つの世帯が独立して家庭生活を営むことのできる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）
- ② 住宅以外 — 寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

(10) 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

- ① 持ち家 — 居住する住宅がその世帯の所有である場合をいう。所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含める。
- ② 公営の借家 — その世帯の借りている住宅が、県営又は市営の賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。
- ③ 都市再生機構・公社の借家 — その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は県・市の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合をいう。
※雇用促進住宅も含む。
- ④ 民営の借家 — その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合をいう。
- ⑤ 給与住宅 — 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
- ⑥ 間借り — 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

(11) 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。

- 一戸建 — 1建物が1住宅であるもの
- 長屋建 — 2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの
- 共同住宅 — 棟の中に2つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや2つ以上の住宅を重ねて建てたもの
- その他 — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

(12) 延べ面積

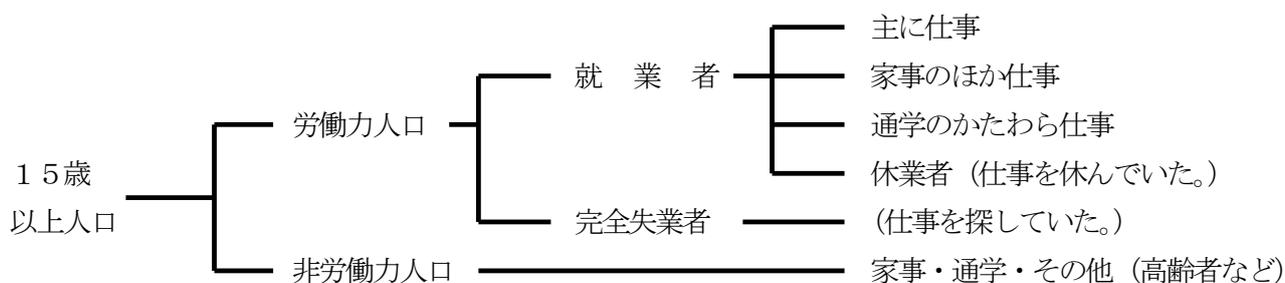
各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

(13) 労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したもの

- ① 労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせたもの
- ② 就業者
 - (ア) 主に仕事 — 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合
 - (イ) 家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、他に少しでも収入を伴う仕事をした場合

- (ウ) 通学のかたわら仕事 — 主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合
- (エ) 休業者 — 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合又は事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
- ③ 完全失業者 — 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
- ④ 非労働力人口 — 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人
- (ア) 家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
- (イ) 通学 — 主に通学していた場合
- (ウ) その他 — 高齢者など、上記のどの区分にも当てはまらない場合



(14) 従業上の地位

就業者を、その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

- ① 雇 用 者 — 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
- ② 役 員 — 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
- ③ 雇人のある業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
- ④ 雇人のない業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
- ⑤ 家族従業員 — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- ⑥ 家庭内職者 — 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

(15) 産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって、分類した。

※仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

※労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類した。

(16) 人口集中地区（D I D s =Densely Inhabited Districts）

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域

(17) 従業地・通学地

① 流出人口（通勤・通学者）と流入人口（通勤・通学者）

富士市における「流出人口（通勤・通学者）」とは、富士市に常住し富士市以外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口（通勤・通学者）」とは、富士市以外に常住し富士市に通勤・通学する人口をいう。

② 昼間人口と夜間人口

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、買物客などの非定常的な移動については考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

$$\underline{\text{昼間人口}} = \text{常住人口} - \text{流出人口} + \text{流入人口}$$

7. 利 用 上 の 注 意

(1) 本書に用いた記号

① 「－」 …………… 該当のないもの

② 「△」 …………… 減少したもの

(2) 百分率は、四捨五入で計算してある。

なお、構成比等の表示に関しては百分率の合計が一致しないことがある。

(4) 本書は、市の集計結果であるため、総務省統計局で公表する数値と相違する場合がある。